

## 第64回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年8月18日(木) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年8月18日(木) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年8月18日(木) 午後2時45分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別  
定数40名 出席39名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦  
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司  
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (5) 岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

10番：川上 敬三            33番：小林 弘幸

10 議事の内容

議 長     みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第  
64回総会を開会します。（あいさつ）

議 長     議事録署名委員を指名します。10番 川上 敬三委員、33番  
小林 弘幸委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。  
ます。

難波係長     （議案訂正の説明）

7月の転用許可分については、諮問案件がありませんでしたので、総会後に  
許可指令書を交付しています。

議 長     第1号議案、農地法関係申請等についてを上程します。申請等（1）  
農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。  
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長     1ページ1番、受人は玉柏に居住し、約56アールの農地を耕作する農業  
者ですが、現在借り入れている玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は玉柏に居住し、約61アールの農地を耕作する農業者ですが、玉柏の畑について、受贈により、同居の祖母から持分を取得し、単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番と4番は受人が同じなので、同時に説明します。受人は三門中町に居住していますが、菅野の宅地を取得し転居する予定であり、いずれも菅野の農地を3番では取得し、4番では3年間無償で借り受けて、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は大窪に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、大窪の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から5番までの5件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 6番、受人は高松原古才に居住し、世帯で約80アールの農地を耕作する農業者で、父親からの受贈により、津寺の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は平山に居住していますが、この度新規に就農するため、平山の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は下足守に居住し、世帯で約88アールの農地を耕作していますが、同居の父親から経営移譲により下足守の田を受贈しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 6番から8番までの3件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 9番、受人は北区御津紙工に居住し、約69アールの農地を耕作する農業者ですが、共有者からの受贈により御津紙工の畑の持分を取得し、単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は北区御津矢知に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津宇垣の畑を取得しようとするものです。

なお、4筆の内2筆は共有名義の持分2分の1を取得するものです。もうひとりの共有者は受人の亡くなった夫であり、まだ相続ができていませんが、許可により世帯として1筆全体を所有することになります。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は中区国富に居住し、現在建部町下神目の約72アールの農地

を耕作する農業者ですが、増反により御津宇垣の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 9番から11番までの3件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 12番、受人は東畦に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者で、増反により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は西畦に居住し、約80アールの農地を耕作する農業者で、同居の父親からの受贈により西畦の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は曾根に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、経営移譲により曾根の田に10年間の賃借権を設定しようとするものです。賃料は1万円です。

権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は川張に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は川張に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者

で、増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は西七区に居住し、約2.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、父親からの受贈により北七区の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は川張に居住し、世帯で約89アールの農地を耕作していますが、祖母からの受贈により川張の畑を取得し、個人として新規に営農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 12番から18番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区18番までの18件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4ページ1番、転用目的は長屋住宅です。申請人は御津中山で生活していますが、家賃収入により今後の生計に役立てたいと考え、国道53号線に隣接し、近隣に御津工業団地もあり安定した入居者が確保できる見込みのある申請地を長屋住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 1番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 2番、転用目的は農業用倉庫・物置です。申請人は藤田地区で約52アールの農地を耕作する農業者で、居宅の奥側に農業用機械や資材を露天で置いていましたが、盗難等の危険もあり確実な管理をするため、農業用倉庫及び物置を建築しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であり、許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は農道及び水路です。申請者は約69アールの農地を耕作する農業者ですが、申請人が役員である法人が非農地と一体利用するために既存水路及び農道の払い下げを受けることになり、それに伴い付け替えの農道・水路を設置する必要があるため、申請地を水路及び農道に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 2番と3番の2件ですが、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(2)は、御津・建部地区1番から南区3番までの3件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それではそのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について

の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

1番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は下牧に居住する農業者で、農地に行き来しやすく、自己保有するトラクターや軽トラを盗難から防ぐため自宅隣接の申請地を取得し、農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は事務所兼用住宅です。申請人は防水工事業を営み、辛川市場の母所有の持ち家に家族4人で住んでいますが、家財道具も増え手狭になり、母所有の建物を売却することにしたため、現住居に近く生活環境が変わらない申請地を取得し、事務所兼用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場です。申請人は富原に家族4人で住んでいますが、保有する自動車が増え、自宅敷地では駐車スペースがないため、自宅から近い申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員

1番から3番までの3件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員

異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

4番、転用目的は自己住宅です。受人は北区花尻ききょう町のアパートに夫婦で生活していますが、家財道具等が増えて住居が手狭になってきたため、現住居に近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も



問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己住宅です。受人は南区豊成三丁目のコーポに家族3人で生活していますが、家財道具等が増えて住居が手狭になってきたため、夫の勤務先 への交通の便がよく、夫の実家 にも近くお互いに助け合うことができる申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

#### 脇本委員退室

6番、転用目的は農業用水路です。受人は惣爪に居住する農業者ですが、隣接する自己所有の田（惣爪 ）の排水路が必要なため、申請地を所有権移転し、排水路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。受人は北区一宮のアパートに家族4人で生活していますが、子どもが生まれて住居が手狭になったため、夫の勤務先 や妻の勤務先 への交通の便がよくなるため申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は一時転用の露天駐車場です。受人は北区今保において生コン製造及び販売業を営む法人です。法人では、ミキサー車等の保有車両40台の内、約20台分の駐車場として近隣の土地を借り入れています。この土地を返却しなければならないため駐車場用地を探していたところ、事務所近隣の申請地が見つかり、これを借り入れて露天駐車場に転用しようとするものです。一時転用期間は平成28年9月10日から平成31年8月17日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は農業用通路です。受人は撫川で農業を営んでいます。自

己所有の田 〃の北側の農地が宅地開発されるにあたり、取水口の確保及び農業用通路が必要なため、申請地を取得し、現状のままあぜ道として利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 4番から9番までの6件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 10番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和41年に設立され、泉田に主たる事務所を置き、板金塗装業を営んでいます。現在申請地の北側に板金塗装の工場がありますが、そこでの修理用に預かった大型バスや大型トレーラーの保管場所が不足しており、やむを得ず路上に駐車し、周囲に迷惑をかけている状態であるため、隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番と18番は、同じ地域の案件ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

11番、申請人は倉敷市中島のアパートに家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、受人と受人の妻の双方の実家に行き来しやすく、また 〃叔母の家にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、北区大安寺南町のアパートに夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、 〃自分の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一

般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、申請地から道路を挟んで北側の実家に家族3人で居住しており、家族で3台の自家用車を所有していますが、自宅敷地内では手狭であるため土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、所有権移転し露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く両親の面倒を看るのに便利な申請地を父から所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から16番は同じ地域の案件ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

14番、申請人は北区中仙道の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、の自分の勤務先に近くなり、また学校にも近く子どもの通学にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は北区平田の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、の自分の勤務先に近くなり、また学校にも近く子どもの通学にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は西市の分譲マンションに家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったのと、マンション内でトラブルがあったため、勤務先にも近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、マンションは売却します。

農地区分は、3件とも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は一時転用の露天駐車場です。申請人は内尾において産

業機械の修理と販売事業を個人で営業しており、現在事業所の敷地内に事業用の自動車を駐車していますが、敷地が狭く出入りが困難で駐車スペースも足りないため、事業所近隣の申請地を賃貸借し、事業用のトラックと自家用自動車、来客用の露天駐車場に一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 10番から18番までの9件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区18番までの18件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

脇本委員入室

**議 長** 次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 7ページから10ページで、中・中央地区が1件、御津・建部地区が2件、南区が8件です。合計しますと、11件、22筆で、95,664㎡です。これらはいずれも農地中間管理機構が行う中間管理事業のため、出し手農家から機構が借り受けるものです。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会とも、承認意見となっています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** では、岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

次に別紙の申請等（５）岡山市農用地利用配分計画（案）に対する意見について、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 （４）の利用集積計画で、岡山県農地中間管理機構が農家から借り受けた農地について、今度は機構から担い手への貸し付けを行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき「農用地利用配分計画」を作成したもので、計画内容について、岡山市長から意見を求められています。詳細は利用配分計画案の各筆明細をご覧ください。

今回の計画は、２２筆、９５，６６４㎡となっています。

これらの計画内容は、受け手の経営面積、経営状況、人・農地プランへの適合性等から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、原案は適当であるとの意見となっています。

なお、今後の流れですが、この利用配分計画案が市から中間管理機構に提出され、機構が岡山県に認可申請を行い、県知事が認可・公告を行った後、平成２８年１１月１日から貸借が始まることとなります。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 それでは岡山市農用地利用配分計画（案）に対する意見については、「原案は適当である」との意見としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（６）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 １１ページ中・中央地区１番から１３ページ南区１３番までの１３件で、権利取得の事由、権利の種類及び内容はご覧のとおりです。６番、１１番、１２番はあっせん希望がありますので、その内容を確認して対応いたします。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の１３件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、14ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、共同住宅1件、自己住宅1件、露天駐車場1件、分譲住宅地1件、敷地拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、15ページ1番から17ページ18番までの18件で、転用目的は、分譲住宅地等6件、自己住宅等6件、露天駐車場3件、集合住宅1件、敷地拡張1件、露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、18ページ1番から19ページ4番までの4件です。解約理由は耕作目的で3件、転用目的で1件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、20ページ1番の1件で、施設の概要は農業用倉庫です。

次に報告(5)農地改良届は、21ページ1番の1件で、目的は、普通野菜畑です。

議 長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

議 長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定(9月20日(火)市役所7階大会議室)

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時45分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員